証券コード：9046

神戸電鉄株式会社

第147回 定時株主総会 招集ご通知

ご出席いただいた株主様への乗車証（切符型）の配付については、実施いたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

（新型コロナウイルスに関するお知らせ）

株主の皆様におかれましては、当日のご出席について慎重にご判断いただき、書面またはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申しあげます。

なお、別紙「新型コロナウイルス感染防止のための対応について」を同封しておりますので、必ずご確認いただきますようお願い申しあげます。

日 時 2022年６月14日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

場 所 神戸市北区谷上東町１番１号
谷上ＳＨビル７階
（末尾案内図ご参照）

●決議事項

- **第１号議案** 定款一部変更の件
- **第２号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
- **第３号議案** 監査等委員である取締役３名選任の件
- **第４号議案** 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
- **第５号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- **第６号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

目 次

- 第147回 定時株主総会招集ご通知 …… P. 1
- 事業報告 …… P. 5
- 連結計算書類 …… P.25
- 計算書類 …… P.28
- 監査報告書 …… P.31
- 株主総会参考書類 …… P.37

(証券コード９０４６)
2022年５月30日

株　主　各　位

神戸市兵庫区新開地１丁目３番24号
神　戸　電　鉄　株　式　会　社
代表取締役社長　寺　田　信　彦

第147回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申しあげます。
　さて、当社第147回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

敬　具

**　なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、３ページから４ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年６月13日(月曜日)午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

記

１．日　時　**2022年６月14日（火曜日）午前10時**
２．場　所　神戸市北区谷上東町１番１号
　　谷上ＳＨビル７階（末尾案内図ご参照）
３．目的事項
　報告事項　１．第147期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
　　２．会計監査人および監査役会の第147期連結計算書類監査結果報告の件
　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　　第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
　　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ
(https://www.shintetsu.co.jp/company/ir/soukai/index.html) に掲載しております。
連結計算書類：「連結注記表」
計 算 書 類：「個別注記表」
従いまして、本招集ご通知の添付資料は、監査役が監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
◎当社定款第17条により、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(https://www.shintetsu.co.jp/)に掲載いたしますので、ご了承ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

２０２２年６月１４日（火曜日）
午前１０時（受付開始：午前９時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

２０２２年６月13日（月曜日）
午後６時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

２０２２年６月13日（月曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

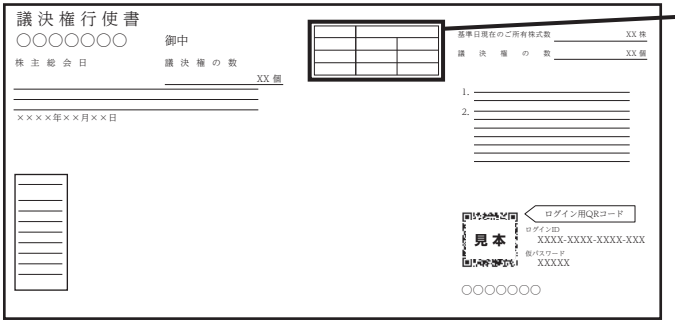

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号・第4号・第5号・第6号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２号・第３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

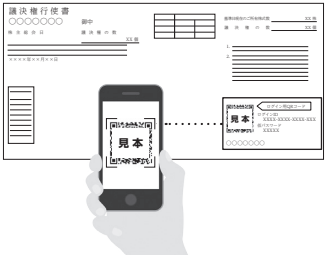

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

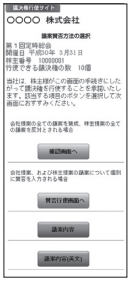

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

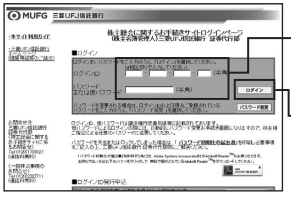

3 新しいパスワードを登録する。

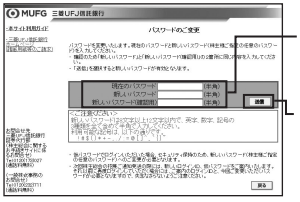

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会招集ご通知添付書類
事　業　報　告
（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項
（１）事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が促進され、企業収益に持ち直しが見られたものの、度重なる変異株の感染拡大や原材料価格の上昇の影響など、先行きに不透明感が続く状況で推移しました。

この間当社グループにおいては、各部門において新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら増収やコストの削減に努めた結果、当期の業績は前期を上回ったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大以前を下回る水準で推移し、次のとおりとなりました。

すなわち、営業収益は20,517百万円（前期は20,231百万円）となり、営業利益は1,065百万円（前期は698百万円）、経常利益は652百万円（前期は370百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は519百万円（前期は187百万円）となりました。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当期の期首から適用しております。同基準を適用した結果、営業収益は同基準を適用していなかった場合と比較して、661百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益への影響は軽微であります。

なお、当期の期末配当につきましては、財務体質の強化を図るため、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、引き続き無配とさせていただきますので、何とぞご了承賜りますようよろしくお願い申しあげます。

当期のセグメント別の概況は次のとおりであります。

運　輸　業

鉄道事業においては、「安全の絶対確保」を図るため、安全管理体制のさらなる整備・充実に取り組んだほか、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」等の補助を活用しながら、軌道の強化、ホームの改良、変電設備の更新等の工事を推し進め、運転保安度の一層の向上に努めました。有馬線花山駅においては、駅舎のリニューアルとともにスロープおよび多機能トイレを新設するバリアフリー化工事を進めております。また、類焼により被災し再整備が進められていた粟生線三木駅については、本年３月に駅舎が完成し、供用を開始しました。

営業活動については、開催を見合わせておりました企画ハイキングを、感染予防策を実施したうえで昨年10月から再開するとともに、粟生線活性化の取組の一環である「おもてなしきっぷ」に、神戸市営地下鉄沿線からもお越しいただけるよう「神戸市営地下鉄版」を新たに加えて発売したほか、上方落語の定席「神戸新開地・喜楽館」と連携した「神鉄・高速×喜楽館 笑い放題切符」を発売するなど、旅客誘致に努めました。

また、神戸市と締結している当社沿線のリノベーションに関する連携協定に基づき、駅舎と駅周辺の土地の活用を図る参加型プロジェクト「＃駅活～Challenge～」（えきかつチャレンジ）を昨年５月から開始しました。さらに、アウトドアを通じた当社沿線の地域活性化および魅力発信に関する連携協定を、神戸市および株式会社好日山荘と10月に締結するなど、駅や当社沿線の活性化により人口定着や鉄道の利用促進が図られるよう、沿線自治体や地域の皆様と連携した取組を進めております。

従来からご利用者数が減少傾向にあるなか、新型コロナウイルス感染症の影響により、その傾向が強まっていることへの対応や、鉄道施設の保守等にかかる作業時間の確保を目的としたダイヤ変更を本年３月に実施しました。

バス事業においては、企業や学校の貸切送迎業務をはじめ積極的な営業活動を展開し、増収に努めました。

タクシー業においては、配車アプリやキャッシュレス決済の拡充を図るなど、増収に努めました。

これらの結果、当期の運輸業の営業収益は11,429百万円（前期は10,695百万円）となり、営業損失は46百万円（前期の営業損失は679百万円）となりました。

不　動　産　業

土地建物賃貸業においては、当社が保有する賃貸物件へのテナント誘致を進め収益の拡大に努めるとともに、土地建物販売業においては、神戸市北区の販売土地を売却しました。

また、昨年４月より神戸市から「神戸市新長田駅前駐車場(神戸市長田区)」の管理運営業務を新たに受託しました。

これらの結果、当期の不動産業の営業収益は2,009百万円（前期は1,927百万円）となり、営業利益は900百万円（前期は944百万円）となりました。

流　通　業

食品スーパー業においては、青果部門を中心とした生鮮部門の品揃えを強化するなど、販売促進策を各店舗で積極的に展開しました。また、顧客層の拡大と増収を図るため、本年３月よりクレジットカード決済を導入しました。

コンビニ業および飲食業においては、各店舗で増収に努めました。

しかしながら、前期に見られたいわゆる「巣ごもり需要」の反動減などにより当期の流通業の営業収益は5,237百万円（前期は6,132百万円）となり、営業利益は38百万円（前期は71百万円）となりました。

そ　の　他

保育事業および健康事業においては、駅に近接する各施設の強みを活かしてご利用者の増に努めました。

建設業においては、当社グループ外からの受注拡大に努めました。

これらの結果、当期のその他の営業収益は3,090百万円（前期は3,101百万円）となり、営業利益は166百万円（前期は359百万円）となりました。

（2）対処すべき課題

当社グループは、経営理念である「安心・安全・快適をお届けすることで、お客様の豊かな暮らしを実現し、地域社会に貢献する」ことを目指しております。この経営理念のもと、当社グループの競争力を高め、持続的成長と発展を遂げることで、有利子負債の削減など財務体質のさらなる強化を図り、安定した経営基盤の確立と企業価値の向上に努めることとしております。

一昨年来続いている新型コロナウイルス感染症拡大は収束への見通しが依然として不透明であり、その影響が懸念されます。このような情勢のもと、経営環境の激変にも迅速かつ的確に対応できる体制を確立し、運輸業をはじめとする既存各事業の事業基盤の強化および収益の拡大を図ってまいります。また、経営基盤を拡充させるため、新規事業への進出および既存事業の周辺事業の強化を進めてまいります。さらにはグループ一体経営を推進することにより経営資源配分の最適化や、シナジーの創出およびその最大化を図ってまいります。

鉄道事業においては、ご利用者の減少傾向が続く厳しい状況のなか、今後、より一層行政や地域住民の方々との連携を深め地域と一体となって利用促進を図ってまいります。

粟生線においては上下分離をはじめとした同線にかかるコストの軽減策等を、引き続き関係者と協議・検討してまいります。

また、北神急行電鉄北神線の市営化により交通利便性の向上が図られた有馬線谷上駅およびその以北の地域や、当社グループの重点施策エリアである鈴蘭台地区・北鈴蘭台地区などにおいて、行政と連携しながら駅および駅周辺の活性化を推進してまいります。

当社は本年４月に東京証券取引所プライム市場銘柄に指定されました。引き続きガバナンスのさらなる強化とサステナビリティ経営の推進に取り組むことにより、持続的な成長と企業価値の向上を図ってまいります。

当社グループのおかれた経営環境は、依然として厳しい状況にありますが、復配に向けグループ一丸となってさらなる業績の向上と財務の健全化に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、何とぞ変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

（3）設備投資の状況

当期中に実施いたしました主な設備投資は、軌道強化、ホーム改良、変電設備更新工事等の鉄道安全対策工事と有馬線花山駅のバリアフリー化工事であります。

（4）資金調達の状況

当期におきましては、株式会社日本政策投資銀行からの1,000百万円をはじめ、金融機関から所要の借入を行いました。

なお、当期末の借入金残高は58,838百万円で、前期末に比べ1,638百万円の減少となりました。

（5）財産および損益の状況の推移

区分		第144期 2018年度	第145期 2019年度	第146期 2020年度	第147期 (当期) 2021年度
営業収益	(百万円)	22,981	22,751	20,231	20,517
親会社株主に帰属する当期純利益	(〃)	1,214	1,006	187	519
1株当たり当期純利益	(円)	151.05	125.17	23.28	64.68
総資産	(百万円)	93,732	92,800	92,894	92,351
純資産	(〃)	18,684	19,441	20,174	20,626

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は自己株式数を控除して算出しております。

（6）重要な親会社および子会社ならびに企業結合等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
神鉄バス株式会社	100	100.0	バス事業、運行管理請負業
大阪神鉄豊中タクシー株式会社	92	100.0	タクシー業
株式会社神鉄エンタープライズ	60	100.0	食品スーパー業
神鉄観光株式会社	30	100.0	旅行業、コンビニ業、広告代理業、水産観光業、飲食業
株式会社神鉄ビジネスサポート	30	100.0	金融業、情報システムサービス業
神鉄タクシー株式会社	20	100.0	タクシー業
株式会社神鉄コミュニティサービス	20	100.0	建設業、施設管理業、警備業

③ その他重要な企業結合等の状況

当社の持分法適用関連会社は次のとおりであります。

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社有馬温泉企業	10	50.0	温泉給湯業

（7）主要な事業内容（2022年３月31日現在）

① 運 輸 業

鉄道事業　(神戸電鉄)

営業キロ　69.6km(有馬線 22.5km、三田線 12.0km、公園都市線 5.5km、粟生線 29.2km、神戸高速線 0.4km)

駅　　数　47駅

車 両 数　147両(客車 147両)

バス事業　(神鉄バス)

営業キロ　17.5km

車 両 数　98両(乗合旅客 15両、貸切旅客 82両、特定旅客 １両)

タクシー業　車 両 数　161両(大阪神鉄豊中タクシー 100両、神鉄タクシー 61両)

② 不動産業　　土地建物賃貸業、土地建物販売業、発電および売電事業

③ 流 通 業　　食品スーパー業、コンビニ業、飲食業

④ そ の 他　　保育事業、健康事業、介護事業、旅行業、広告代理業、水産観光業、建設業、施設管理業、警備業、金融業、情報システムサービス業

（8）主要な事業所（2022年３月31日現在）

① 運 輸 業

事　業　内　容	主　　要　　な　　事　　業　　施　　設
鉄　道　事　業	神戸電鉄本社(神戸市兵庫区)、鈴蘭台総合事務所・車両工場(以上神戸市北区)
バ　ス　事　業	神鉄バス本社・星和台営業所(以上神戸市北区)
タ　ク　シ　ー　業	大阪神鉄豊中タクシー大阪営業所(大阪市淀川区)・豊中営業所(豊中市) 神鉄タクシー本社(神戸市北区)

② 不動産業

事　業　内　容	主　　要　　な　　事　　業　　施　　設
土地建物賃貸業	【主要な賃貸施設】 神鉄本社ビル、神鉄ビル(以上神戸市兵庫区) ベルスト鈴蘭台、鈴蘭台北神鉄ビル、鈴蘭台西町神鉄ビル、北鈴神鉄ビル、北鈴神鉄駅ビル、北鈴神鉄駅前ビル、北鈴一番館、北鈴二番館、鈴蘭台西口神鉄ビル、西鈴神鉄ビル、西鈴壱番館、西鈴二番館、西鈴三番館、谷上ＳＨビル、有馬一番館、岡場駅高架下店舗、田尾寺店舗(以上神戸市北区) 緑が丘駅前店舗(三木市) 小野神鉄ビル(小野市)
発電および売電事業	神鉄見津太陽光発電所、神鉄栄太陽光発電所(以上神戸市西区)

③ 流 通 業

事　業　内　容	主　　要　　な　　事　　業　　施　　設
食品スーパー業	神鉄食彩館新開地店(神戸市兵庫区)、神鉄食彩館北鈴店・西鈴店・谷上店・岡場店(以上神戸市北区)、神鉄食彩館落合店(神戸市須磨区)
コ　ン　ビ　ニ　業	セブン‐イレブン神鉄新開地駅店(神戸市兵庫区)、セブン‐イレブン神鉄鈴蘭台駅店・神鉄北鈴蘭台駅店・神鉄西鈴蘭台駅店・神鉄谷上駅店・神鉄岡場駅店(以上神戸市北区)
飲　　食　　業	ケンタッキーフライドチキン武庫之荘駅前店（尼崎市）、ケンタッキーフライドチキン阪急茨木店（茨木市）

④ そ の 他

事業内容	主要な事業施設
保育事業	谷上保育園、しんてつ・おかば園(以上神戸市北区)、よこやま保育園(三田市)、しんてつ・みどりがおか保育園(三木市)、小野駅前学童保育所(小野市)
健康事業	神鉄スイミングスクール(神戸市北区)、御影スイミングスクール(神戸市東灘区)
介護事業	神鉄ケアサービスセンター(神戸市北区・三田市)、神鉄デイサービスセンター(神戸市北区)
旅行業	神鉄観光本社(神戸市兵庫区)
広告代理業	神鉄観光本社(神戸市兵庫区)
水産観光業	神鉄観光有馬ます池(神戸市北区)
建設業	神鉄コミュニティサービス谷上事務所(神戸市北区)
施設管理業	神鉄コミュニティサービス本社(神戸市北区)
警備業	神鉄コミュニティサービス本社(神戸市北区)
金融業	神鉄ビジネスサポート本社(神戸市兵庫区)
情報システムサービス業	神鉄ビジネスサポート本社(神戸市兵庫区)

（9）従業員の状況（2022年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
名 864	名 29減

（注）１．従業員数には、企業集団外への出向社員、嘱託等は含んでおりません。
２．臨時従業員の年間の平均人員は、836名であります。

(10) 主要な借入先（2022年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	9,427
株式会社日本政策投資銀行	9,379
三井住友信託銀行株式会社	7,144
株式会社みずほ銀行	5,595
兵庫県信用農業協同組合連合会	4,735

2．会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　16,000,000株

（2）発行済株式の総数　8,061,566株

（3）株主数　7,268名（前期末比15名増）

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
阪急阪神ホールディングス株式会社	2,195	27.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	382	4.8
株式会社三井住友銀行	314	3.9
株式会社日本カストディ銀行(信託口４)	108	1.4
株式会社みなと銀行	83	1.0
阪急電鉄株式会社	77	1.0
三井住友信託銀行株式会社	47	0.6
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	42	0.5
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	41	0.5
DFA INVESTMENT TRUST COMPANY-JAPANESE SMALL COMPANY SERIES	33	0.4

（注）持株比率は自己株式数(24,592株)を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等（2022年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺田　信彦	
代表取締役 専務取締役	岸本　和也	鉄道事業本部長 鉄道事業本部技術部長
常務取締役	津山　裕昭	不動産事業本部長 人事総務部担当
取締役	楠　守雄	
取締役	糟谷　昌俊	
取締役	田村　幸久	経営企画部担当 神鉄タクシー株式会社 代表取締役社長
取締役	中西　誠	ライフサポート事業本部長 経営企画部担当
取締役	畑　栄一	鉄道事業本部副本部長 鉄道事業本部安全対策部長
取締役	松本　修治	経営企画部長
常任監査役（常勤）	藤原　芳明	
監査役	木下　卓男	弁護士
監査役	野崎　光男	阪急電鉄株式会社 常任監査役（常勤）

(注) 1．取締役　楠守雄および取締役　糟谷昌俊は、社外取締役であります。
2．監査役　木下卓男および監査役　野崎光男は、社外監査役であります。
3．監査役　藤原芳明は、当社の財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4．2021年６月15日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって、取締役　原田兼治は辞任により退任しました。

5．2021年６月15日開催の第146回定時株主総会において、松本修治が取締役に選任され、就任しました。

6．取締役　楠守雄、取締役　糟谷昌俊、監査役　木下卓男および監査役　野崎光男は、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

7．決算期後に生じた取締役の担当の異動は、次のとおりであります。

（2022年４月１日）

氏　　名	新	旧
岸 本 和 也	鉄道事業本部長	鉄道事業本部長 鉄道事業本部技術部長
松 本 修 治	経営企画部長 サステナビリティ推進部長	経営企画部長

8．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役等であります。なお、被保険者は株主代表訴訟担保特約分の保険料（全体保険料に占める割合10%）を負担しております。

当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合など、一定の免責事由があります。

（2）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（3）取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年4月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。報酬額の決定については、代表取締役社長および独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会を開催し、株主総会で決議された取締役報酬の総額の限度内で個別具体的な報酬額を審議のうえ、取締役会に答申しております。取締役会においては、その答申を踏まえ報酬額を決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会からの答申が尊重されたうえで、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、「役員報酬規程」において、役位等に対して支給する「基本報酬」と毎期の業績の達成度合によって変動する「業績連動報酬」で構成すると定めており、個別の報酬については、役位や会社の業績等を総合的に勘案し、株主総会で決議された取締役報酬の総額の限度内で、取締役会決議により決定するものとしております。なお、社外取締役は独立性・客観性を保つ観点から「基本報酬」のみとしております。

また、監査役の報酬は、株主総会で決議された監査役報酬の総額の限度内で個別具体的な報酬額を監査役の協議により決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役（社外取締役を除く）	39	39	－	6
監査役（社外監査役を除く）	9	9	－	1
社外役員	7	7	－	4

（注）1．上記には、使用人兼務取締役の使用人の給与相当額25百万円は含んでおりません。

2．上記には、2021年6月15日開催の第146回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の員数および報酬を含んでおります。

3．業績連動報酬に係る業績評価指標は、親会社株主に帰属する当期純利益を採用しております。当該指標を選択した理由は、当該年度の最終的な業績を示した数値であり、業績報酬基準として最も合理的であると考えているためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬は無配により支給しておりません。

4．当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1993年６月28日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を月額18百万円以内、監査役の報酬額を月額３百万円以内にすることとし、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人としての職務に対する給与相当額は含まないものとしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名であり、監査役の員数は３名です。

（4）社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	楠　守雄	当事業年度に開催された取締役会の11回全てに出席しました。 主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を適宜行っており、経営施策等に関する専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の構成員として３回全てに出席し、独立した客観的立場から必要な助言を適宜行っております。
	糟谷昌俊	当事業年度に開催された取締役会の11回全てに出席しました。 主に地方公共団体での豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を適宜行っており、地域情勢や防災等に関する専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の構成員として３回全てに出席し、独立した客観的立場から必要な助言を適宜行っております。
監査役	木下卓男	当事業年度に開催された取締役会の11回全てに、また監査役会の11回全てに出席しました。 主に弁護士としての専門的見地から必要な発言を適宜行っております。
	野崎光男	当事業年度に開催された取締役会の11回全てに、また監査役会の11回全てに出席しました。 主にコンプライアンスの観点から必要な発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

4．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）会計監査人の報酬等の額

区　　分	報 酬 等 の 額
①　当社が支払うべき報酬等の額	34百万円
②　当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりません。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積り等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金に係る特例の認定申請に対する手続業務を委託しております。

（4）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等について問題があり、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

5．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制

当社が、取締役会において会社法等に基づき、業務の適正を確保するための体制について決議した内容は、次のとおりであります。

①当社およびグループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、当社およびグループ会社においてより質の高いコンプライアンスを推進していくため、「神戸電鉄グループ法令倫理行動マニュアル」を作成・配付し、法令遵守等について当社グループの役職員の意識を高めるとともに、定期的に研修を実施する。

法令、定款、規程もしくは企業倫理に反する行為またはそのおそれのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、当社およびグループ会社の役職員が利用することのできる内部通報制度を設ける。

当社およびグループ会社において法令等に違反する重大な事象が発生した場合には、速やかに是正措置を講じるとともに、当社監査役に報告する。

他部門からの独立性を確保した内部監査部門を設置し、同部門は、当社の監査役と連携して、当社およびグループ会社を対象に内部監査を実施する。

財務報告に係る内部統制については、当社およびグループ会社の責任体制や方針を定め、財務報告の信頼性を確保する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、弁護士、警察等の外部機関との連携を図るなど、当社およびグループ会社において必要な体制を整備する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程に従い適切に保存・管理し、当社の監査役はこれらの文書その他の情報を常時閲覧できるものとする。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定め、その規程を制定・改定する際は、当社の監査役と事前に協議を行う。

③当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ会社におけるリスク管理を統括する担当部署を設け、組織横断的なリスクについてはリスク管理担当部署が、各部門または各グループ会社の所管業務に関するリスクについては各部門または各グループ会社が、それぞれリスク想定・分析を行ったうえで、対策の立案等を行うとともに、適時見直しを行う。

当社およびグループ会社において不測の事態が発生した場合に、適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を直ちに設置し、迅速かつ必要な初期対応を行うことにより、その損害・影響等を最小限に止める体制を整備する。

上記事項を定めるリスク管理に関する規程に従い、当社およびグループ会社のリスク分析やリスク対応の状況等について、適時当社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

④当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会に加えて経営会議、グループ経営会議を設置し、当社および当社グループの経営方針および経営戦略や経営計画に関わる重要事項については、経営会議、グループ経営会議の審議を経て、取締役会において決定するものとし、その進捗状況および成果については、適時取締役会が報告を受ける体制を確保する。

業務執行については、業務組織、業務分掌、意思決定制度等においてそれぞれ当社およびグループ会社の取締役および使用人の権限と責任の所在および執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時当社およびグループ会社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

経営に関する意思決定においては、中期および年度の経営計画、月次の業績報告等に基づき合理性、妥当性を十分に審議することにより、経営判断の適正性を確保する。

業務の効率性と適正性を確保するため、当社およびグループ会社においてＩＴ化を推進する。

当社およびグループ会社の資金調達を一元化することにより、業務の効率性および資金の流れの透明性を確保する。

⑤グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの中期および年度経営計画については、当社が承認権限を持つとともに、適時その進捗状況について、当社の取締役会が報告を受ける体制を確保する。

グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合においては、事前に当社の承認を得ることを求め、またグループ会社が当社に適時報告する体制を整備する。

⑥当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議し、必要な人員を配置する。

⑦当社の監査役を補助する使用人の当社の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役を補助する使用人の異動・評価等に関しては、監査役と事前に協議を行う。

当社の監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令によりその職務を行う。

⑧当社の監査役への報告に関する体制および監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

当社の監査役が出席する当社の取締役会、経営会議、グループ経営会議等において当社およびグループ会社の重要事項の報告を行う。

当社およびグループ会社の取締役、使用人等が業務執行の状況等につき当社の監査役が必要と認める事項を適時報告する体制を整備する。

内部監査部門は、当社の監査役に対し、内部監査活動に関する報告を適時行うほか、内部通報制度の運用状況を定期的に報告する。

当社の監査役に報告を行った当社およびグループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行わないこととする。

⑨当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

⑩その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、内部監査部門が実施する監査計画について事前に説明を受けるとともに、追加監査の実施等、必要な措置を求めることができる。

当社の監査役は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人および内部監査部門と協議または意見交換を行う。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンスに関する取組

当社グループは、コンプライアンス意識の一層の向上を図るため、役職員を対象とした各種研修等を実施しております。また、内部通報制度の周知にも努めております。

内部監査については、内部監査部門が当期における重要なテーマ等を設定して、それに基づき当社およびグループ会社を対象に監査を実施しております。また、同部門は、財務報告に係る内部統制について、有効性の評価を行っております。

反社会的勢力との関係遮断については、その徹底を図るため弁護士や警察等の外部機関等との情報交換を継続的に実施しております。

②リスク管理に関する取組

当期におけるグループ共通のリスク項目を掲げ、それをもとに当社およびグループ会社がそれぞれ重点目標を設定し、各リスクの低減に向けて対策を立案する等の取組を実施しております。

また、常勤取締役およびグループ会社の社長で構成されるリスク管理委員会を開催し、リスクへの対応状況の確認等を行い、その内容を取締役会に報告しております。

③取締役の職務執行の適正および効率性の確保に関する取組

当社グループでは、取締役会のほか、経営会議やグループ経営会議等を定期的に開催しており、経営計画等の重要事項のほか、グループ会社の重要な投資案件について、十分に審議することにより経営判断の適正性を確保しております。

また、業務の効率性と適正性を確保するため、グループ全体でＩＴ化を推進したほか、グループ内の資金調達や資金管理を一元化しております。

④当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組

グループ会社の重要な事項については、当社の取締役会やグループ経営会議等で審議するとともに、グループ会社の年度経営計画の進捗状況等についても、毎月報告を受ける体制を確保しております。

⑤監査役監査の実効性の確保に関する取組

監査役が取締役会等の重要な会議に出席したり、稟議書等を常時閲覧したりすること等により、速やかに必要な情報を得られる体制を確保しております。

また、監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に外部会計監査人や内部監査部門等と意見交換を行っております。

なお、監査役の職務を補助する体制として専任スタッフを配置しており、同スタッフは監査役の指揮命令に基づき職務を行っております。

本事業報告中の記載金額および株式数の表示単位未満は切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

2022年3月31日現在

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	**（負債の部）**	百万円
流動資産	**5,988**	**流動負債**	**35,741**
現金及び預金	1,262	買掛金	2,692
売掛金	1,284	短期借入金	29,298
短期貸付金	69	未払法人税等	91
販売土地及び建物	279	前受金	975
商品	121	賞与引当金	49
貯蔵品	396	その他	2,634
その他	2,576	**固定負債**	**35,982**
貸倒引当金	△0	長期借入金	29,539
固定資産	**86,362**	繰延税金負債	255
有形固定資産	82,436	再評価に係る繰延税金負債	3,471
建物及び構築物	41,519	退職給付に係る負債	108
機械装置及び運搬具	5,434	その他	2,607
土地	34,691	**負債計**	**71,724**
建設仮勘定	240	**（純資産の部）**	
その他	551	**株主資本**	**18,596**
無形固定資産	577	資本金	11,710
投資その他の資産	3,348	利益剰余金	6,974
投資有価証券	1,126	自己株式	△88
長期貸付金	352	**その他の包括利益累計額**	**2,029**
退職給付に係る資産	1,419	その他有価証券評価差額金	250
その他	468	繰延ヘッジ損益	0
貸倒引当金	△17	土地再評価差額金	1,503
		退職給付に係る調整累計額	275
		純資産計	**20,626**
資産合計	**92,351**	**負債・純資産合計**	**92,351**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

科目	金額	
	百万円	百万円
営業収益		**20,517**
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	16,884	
販売費及び一般管理費	2,567	19,452
営業利益		**1,065**
営業外収益		
受取利息及び配当金	29	
その他の収益	296	325
営業外費用		
支払利息	577	
その他の費用	161	738
経常利益		**652**
特別利益		
工事負担金等受入額	466	466
特別損失		
工事負担金等圧縮額	466	
その他の損失	7	474
税金等調整前当期純利益		**644**
法人税、住民税及び事業税	93	
法人税等調整額	30	124
当期純利益		**519**
親会社株主に帰属する当期純利益		**519**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	11,710	6,502	△85	18,127
会計方針の変更による累積的影響額		△44		△44
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,710	6,457	△85	18,083
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益		519		519
自己株式の取得			△2	△2
土地再評価差額金の取崩		△2		△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	516	△2	513
当期末残高	11,710	6,974	△88	18,596

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	246	1	1,500	298	2,047	20,174
会計方針の変更による累積的影響額						△44
会計方針の変更を反映した当期首残高	246	1	1,500	298	2,047	20,130
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						519
自己株式の取得						△2
土地再評価差額金の取崩						△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	△0	2	△23	△17	△17
当期変動額合計	3	△0	2	△23	△17	496
当期末残高	250	0	1,503	275	2,029	20,626

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

2022年３月31日現在

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）	百万円	**（負 債 の 部）**	百万円
流 動 資 産	**4,815**	**流 動 負 債**	**34,572**
現金及び預金	657	短期借入金	29,298
未収運賃	608	未払金	2,789
未収金	757	未払費用	377
未収収益	130	未払消費税等	90
販売土地及び建物	304	未払法人税等	74
貯蔵品	355	預り連絡運賃	122
前払費用	1,888	預り金	331
その他の流動資産	112	前受運賃	434
貸倒引当金	△0	前受金	924
固 定 資 産	**84,890**	前受収益	83
鉄道事業固定資産	66,368	その他の流動負債	46
兼業固定資産	15,241	**固 定 負 債**	**35,513**
建設仮勘定	241	長期借入金	29,439
投資その他の資産	3,039	繰延税金負債	234
関係会社株式	668	再評価に係る繰延税金負債	3,471
投資有価証券	1,032	投資損失引当金	220
前払年金費用	1,022	その他の固定負債	2,148
その他の投資等	326	**負 債 計**	**70,086**
貸倒引当金	△10	**（純資産の部）**	
		株 主 資 本	**17,868**
		資本金	11,710
		利益剰余金	6,245
		その他利益剰余金	6,245
		繰越利益剰余金	6,245
		自己株式	△88
		評価・換算差額等	**1,750**
		その他有価証券評価差額金	246
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	1,503
		純 資 産 計	**19,619**
資 産 合 計	**89,705**	**負債・純資産合計**	**89,705**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

科目	金額	
	百万円	百万円
鉄道事業		
営業収益	8,397	
営業費	8,531	
営業損失		134
兼業		
営業収益	2,914	
営業費	1,996	
営業利益		918
全事業営業利益		**783**
営業外収益		
受取利息及び配当金	182	
その他の収益	235	418
営業外費用		
支払利息	577	
その他の費用	126	703
経常利益		**498**
特別利益		
工事負担金等受入額	466	466
特別損失		
工事負担金等圧縮額	466	
その他の損失	7	474
税引前当期純利益		**490**
法人税、住民税及び事業税	△14	
法人税等調整額	32	18
当期純利益		**472**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2021年4月1日から2022年3月31日まで

	株主資本			
	資本金	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	11,710	5,818	△85	17,443
会計方針の変更による累積的影響額		△41		△41
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,710	5,776	△85	17,402
当期変動額				
当期純利益		472		472
自己株式の取得			△2	△2
土地再評価差額金の取崩		△2		△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	469	△2	466
当期末残高	11,710	6,245	△88	17,868

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	241	1	1,500	1,743	19,187
会計方針の変更による累積的影響額					△41
会計方針の変更を反映した当期首残高	241	1	1,500	1,743	19,145
当期変動額					
当期純利益					472
自己株式の取得					△2
土地再評価差額金の取崩					△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	△0	2	7	7
当期変動額合計	5	△0	2	7	473
当期末残高	246	0	1,503	1,750	19,619

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月11日

神戸電鉄株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　野　裕　久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　重　久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、神戸電鉄株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神戸電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月11日

神戸電鉄株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西　野　裕　久
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　重　久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、神戸電鉄株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第147期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第147期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月12日

神戸電鉄株式会社　監査役会

常任監査役（常勤）　藤　原　芳　明　㊞
監査役(社外監査役)　木　下　卓　男　㊞
監査役(社外監査役)　野　崎　光　男　㊞

以　上

議案および参考事項

第１号議案から第６号議案までに共通する参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。本総会に付議いたします第１号議案から第６号議案までは、いずれも当該移行に関連するものでありますので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴、監査等委員会設置会社への移行の理由および当該移行後の体制につきまして、以下のとおりご説明申しあげます。

１．監査等委員会設置会社の特徴

(1) 監査等委員会設置会社には、監査役および監査役会は置かれず、代わりに、３人以上の監査等委員である取締役から構成され、かつ社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれます。

(2) 監査等委員である取締役は、株主総会において監査等委員でない取締役とは区別して選任され、取締役会において議決権を有し、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定に関与します。また、監査等委員は、取締役の職務の執行を監査することに加え、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会で意見を述べることができる権限を有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監査・監督機能がより強化されています。

(3) 監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合、または定款の定めがある場合、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、業務執行の迅速な意思決定が可能となる一方、業務執行に対する監査・監督に重点を置いた取締役会の運営が可能となります。

２．移行の理由

当社は、かねてより持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざし、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取り組んでまいりました。

監査等委員会設置会社に移行することで、監査を担う役員に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監査・監督機能の強化および経営の公平性・透明性を推進するとともに、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任し、業務執行の機動性を向上させることによって、取締役会の監査・監督機能を重視する設計への移行を指向してまいります。

3．移行後の体制

現行の体制（監査役会設置会社）

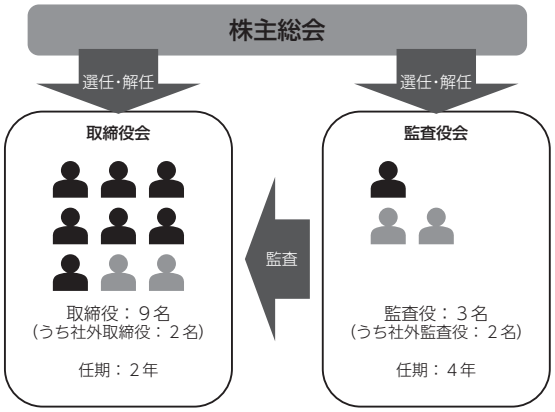

移行後の体制（監査等委員会設置会社）

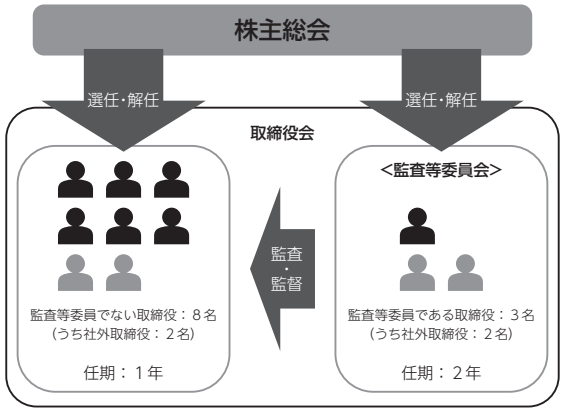

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）前記においてご説明のとおり、当社は、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

　また、経営の効率性を高め、業務執行の迅速な意思決定が可能となるよう、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任可能とする規定を新設するものです。

　なお、本議案に係る定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（２）取締役会の一層の活性化を図るため、現行定款第22条の役付取締役の選定に関する規定を削除し、これに伴い、現行定款第15条に定める株主総会の議長を取締役社長から代表取締役に変更するものであります。

（３）コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から経営の透明性を高めるため、また、相談役を選定していない現状に鑑み、現行定款第23条の相談役の選定に関する規定を削除するものであります。

（４）取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が期待される役割を十分に果たせるよう、また、有用かつ多様な人材を確保できるよう、変更案第26条として、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

　なお、変更案第26条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

（5）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられること、また、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）を新設するものであります。

② 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

③ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

（6）その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査等委員会 （削　除） ３．会計監査人
（議　長） 第15条　株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。 取締役社長が支障のあるときは予め取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。	（議　長） 第15条　株主総会の議長は代表取締役がこれにあたる。 代表取締役が複数のときまたは代表取締役が支障のあるときは予め取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代わる。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（員　数） 第19条　当会社の取締役は、15名以内とする。	（員　数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。
（新　設）	当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、５名以内とする。
（選　任） 第20条　取締役は株主総会においてこれを選任する。 　取締役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 　取締役の選任については累積投票によらない。	（選　任） 第20条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。 （現行どおり） （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
（任　期） 第21条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 　補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了するときまでとする。	（任　期） 第21条　取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
（新　設）	（削　除）
（新　設）	監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
（新　設）	任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。
（新　設）	会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。
（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって当会社を代表する取締役を選定する。	（代表取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から当会社を代表する取締役を選定する。
取締役会は、その決議によって取締役の中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（相談役） 第23条　取締役会は、その決議によって相談役を定めることができる。	（削　除）
（取締役会の招集） 第24条　取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対して会日の７日前までに発しなければならない。 　但し、特に必要がある場合はこれを短縮することができる。	（取締役会の招集） 第23条　取締役会招集の通知は、各取締役に対して会日の７日前までに発しなければならない。 （現行どおり）
第25条　（省　略）	第24条　（現行どおり）
（新　設）	（重要な業務執行の決定の取締役への委任） 第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（新　設）	（取締役との責任限定契約） 第26条　当会社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度額として損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第26条　　（省　略）	第27条　　（現行どおり）
（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（員　数） 第28条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　除）
（選　任） 第29条　監査役は株主総会においてこれを選任する。 　監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任　期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（常勤の監査役、常任監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 　監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。	（常勤の監査等委員） 第29条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 （削　除）
（監査役会の招集） 第32条　監査役会招集の通知は、各監査役に対して会日の７日前までに発しなければならない。 　但し、特に必要がある場合はこれを短縮することができる。	（監査等委員会の招集） 第30条　監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対して会日の７日前までに発しなければならない。 （現行どおり）
（監査役会規則） 第33条　監査役会の運営に関する事項については、法令または本定款に定めがない事項は、監査役会の決議によって定める監査役会規則による。	（監査等委員会規則） 第31条　監査等委員会の運営に関する事項については、法令または本定款に定めがない事項は、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則による。
（報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
第35条 〜 第38条　（省　略）	第32条 〜 第35条　（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
（新　設）	附則
	第１条　変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
（新　設）	第２条　前条の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
（新　設）	第３条　本附則は、施行日から６か月を経過した日または前条の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（９名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）８名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	寺田信彦（てらだのぶひこ） （1957年10月11日生）	1980年４月 阪急電鉄株式会社入社 2003年６月 同　都市交通事業本部鉄道営業部長 2005年６月 阪急バス株式会社 取締役 2007年４月 同　常務取締役 2008年４月 阪急電鉄株式会社 取締役人事部長 2011年４月 同　常務取締役都市交通事業本部長 2013年４月 阪急バス株式会社 代表取締役社長 2016年６月 当社代表取締役社長（現在）	4,700株
	(取締役候補者とした理由) 鉄道・バス事業の豊富な業務経験と事業経営の実績に加え、強いリーダーシップと高い見識・能力を有し、当社グループの企業価値の向上に成果を挙げており、引き続き取締役として当社の経営をけん引することが期待できるものと判断したためであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　名
(生 年 月 日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所 有 す る
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>岸　本　和　也
(1956年 5 月 4 日生)</td><td>1980年 4 月
阪急電鉄株式会社入社
2003年 6 月
同　都市交通事業本部鉄道営業部部長
2009年 4 月
同　取締役都市交通事業本部副本部長兼技術部長
2010年 6 月
能勢電鉄株式会社
代表取締役社長
2014年 6 月
北大阪急行電鉄株式会社
代表取締役社長
2017年 6 月
当社代表取締役専務取締役鉄道事業本部長
2019年 4 月
同　代表取締役専務取締役鉄道事業本部長
兼鉄道事業本部安全対策部長
2020年 4 月
同　代表取締役専務取締役鉄道事業本部長
兼鉄道事業本部技術部長
2022年 4 月
同　代表取締役専務取締役鉄道事業本部長（現在）</td><td>2,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
鉄道事業の豊富な業務経験と実績に加え、取締役として高い見識・能力を有しており、安全管理体制の充実など鉄道事業における課題に率先して取り組み成果を挙げていることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>津　山　裕　昭
(1958年 4 月29日生)</td><td>1982年 4 月
当社入社
2002年 4 月
同　統括本部人事グループ長兼総務グループ長
2002年10月
同　統括本部人事グループ長
2007年 6 月
大阪神鉄豊中タクシー株式会社
代表取締役社長
2012年 6 月
当社取締役不動産事業本部長
兼ライフサポート事業本部副本部長
2014年 4 月
同　取締役不動産事業本部長
ライフサポート事業本部健康・保育事業部担当
2018年 6 月
同　常務取締役不動産事業本部長
人事総務部担当（現在）</td><td>1,400株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
財務部門および人事総務部門の豊富な経験に加え、大阪神鉄豊中タクシー株式会社では経営を担い、強いリーダーシップを発揮し事業の成長を実現するなどの実績を有しています。また、不動産事業においても高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	楠（くすのき） 守雄（もりお） (1946年11月４日生)	1970年４月 株式会社神戸銀行入行 1998年６月 株式会社さくら銀行 取締役 2000年４月 同　常務執行役員 2001年４月 株式会社三井住友銀行 常務執行役員 2003年６月 同　常務取締役兼常務執行役員 2004年４月 同　専務取締役兼専務執行役員 2005年６月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 代表取締役副社長 2006年６月 同　常任監査役 2007年６月 神戸土地建物株式会社 代表取締役社長 2019年６月 当社取締役（現在）	0株
	(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび株式会社三井住友銀行において要職を歴任し、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き社外取締役としての立場から有益な助言や指導が得られるものと判断したためであります。選任後は、経営施策等に関して、経営者としての専門的な見地から社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。		
5	糟谷（かすや） 昌俊（まさとし） (1958年１月22日生)	1981年４月 兵庫県採用 2016年４月 同　県土整備部長 2018年４月 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 2019年４月 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター 理事長 2020年６月 当社取締役（現在）	0株
	(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 兵庫県において要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き社外取締役としての立場から有益な助言や指導が得られるものと判断したためであります。選任後は、地域情勢や防災等に関して、専門的な見地から社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、兵庫県における職務経験等を通じて、当社グループが事業を展開している沿線地域の情勢を熟知していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	中西（なかにし） 誠（まこと） (1959年10月26日生)	1983年４月 当社入社 2002年４月 同　流通事業本部流通グループ長 2008年４月 同　ライフサポート事業本部介護事業部長 2010年４月 神鉄観光株式会社 代表取締役社長 2011年４月 株式会社神鉄エンタープライズ 代表取締役社長 2016年６月 当社取締役 ライフサポート事業本部介護事業部担当 2018年６月 株式会社神鉄エンタープライズ 取締役会長 2018年６月 当社取締役ライフサポート事業本部長 2020年６月 同　取締役ライフサポート事業本部長 経営企画部担当（現在）	1,000株
	(取締役候補者とした理由) 財務部門、鉄道事業、不動産事業などの幅広い経験に加え、神鉄観光株式会社および株式会社神鉄エンタープライズでは経営を担い、強いリーダーシップを発揮し事業の拡大と成長を実現するなどの実績を有しています。また、ライフサポート事業においても高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。		
7	畑（はた） 栄一（えいいち） (1960年３月10日生)	1983年４月 当社入社 2003年10月 同　統括本部企画グループ長 2009年４月 同　鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部運輸部長 2019年４月 同　鉄道事業本部副本部長 2020年４月 同　鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部安全対策部長 2020年６月 同　取締役鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部安全対策部長（現在）	600株
	(取締役候補者とした理由) 財務部門、不動産事業などの幅広い経験に加え、鉄道事業において豊富な業務経験を有し強いリーダーシップを発揮しています。また、高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	松本修治（まつもとしゅうじ） (1967年10月５日生)	1991年４月 阪急電鉄株式会社入社 2013年４月 当社鉄道事業本部企画部部長 2016年４月 同　経営企画部長兼鉄道事業本部企画部長 2017年４月 同　経営企画部長兼鉄道事業本部長付部長 2021年６月 同　取締役経営企画部長 2022年４月 同　取締役経営企画部長 兼サステナビリティ推進部長（現在）	100株
	(取締役候補者とした理由) 運輸部門、企画部門およびグループ経営部門での豊富な知識と経験に加え、当社鉄道事業における経営課題に率先して取り組み、実績を挙げています。また、高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。		

（注）１．各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．楠守雄氏、糟谷昌俊氏の両氏は、社外取締役候補者であります。また、楠守雄氏、糟谷昌俊氏の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

３．楠守雄氏は当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって３年であります。

４．糟谷昌俊氏は当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって２年であります。

５．楠守雄氏、糟谷昌俊氏の両氏が社外取締役に選任された場合、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を法令の定める額を限度額とする契約を締結する予定であります。

６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ 藤原芳明（ふじわらよしあき） (1954年７月27日生)	1977年４月 当社入社 1999年６月 同　統括本部経理部長 2002年６月 同　取締役統括本部副本部長兼経理グループ長 2003年６月 同　取締役統括本部長兼経理グループ長 2007年４月 同　常務取締役統括本部長兼経理グループ長 2007年６月 同　常務取締役統括本部長兼人事グループ長 2008年４月 同　常務取締役経営企画部長 2009年４月 同　常務取締役　経営企画部、人事総務部担当 2018年６月 同　専務取締役　経営企画部担当 2020年６月 同　常任監査役（常勤）（現在）	1,600株
	(監査等委員である取締役候補者とした理由) 当社において、取締役として長年にわたり財務部門、経営企画部門および人事総務部門を経験し各部門における豊富な知見を有しており、監査等委員である取締役としての職責を適切に果たすことが期待できるものと判断したためであります。		

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	※ 野崎（のざき） 光男（みつお） （1958年４月８日生）	1981年４月 阪急電鉄株式会社入社 2005年６月 同　取締役 2006年６月 阪急ホールディングス株式会社 取締役 2006年10月 阪急阪神ホールディングス株式会社 取締役 2007年４月 阪急電鉄株式会社 常務取締役 2013年４月 同　専務取締役 2018年４月 同　常任監査役（常勤）（現在） 2019年６月 当社監査役（現在） 重要な兼職の状況 阪急電鉄株式会社 常任監査役（常勤）	0株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 阪急阪神ホールディングス株式会社および阪急電鉄株式会社において要職を歴任し、豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として当社の経営全般に対し高い見識に基づいた意見が期待できるものと判断したためであります。選任後は、経営施策等に関して、経営者としての専門的な見地から監査等委員である社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。		
3	※ 今井（いまい） 陽子（ようこ） （1970年12月24日生）	1998年４月 弁護士登録 兵庫県弁護士会入会 弁護士法人東町法律事務所入所（現在） 重要な兼職の状況 弁護士	0株
	(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、その知見に基づいた意見が期待できるものと判断したためであります。選任後は、コンプライアンス等に関して、弁護士としての専門的な見地から監査等委員である社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。 なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、兵庫県弁護士会に所属し、神戸地域を中心に活躍していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

（注）１．※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
２．各監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．今井陽子氏の戸籍上の氏名は、三道陽子であります。
４．野崎光男氏、今井陽子氏の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、野崎光男氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。また、当社は今井陽子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。

5．野崎光男氏は、現在当社の社外監査役であり、当社の社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって３年であります。
6．野崎光男氏、今井陽子氏の両氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を法令の定める額を限度額とする契約を締結する予定であります。
7．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

（ご参考）

本総会において、第１号議案、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役が有する主な専門性・見識は以下のとおりであります。

地位	氏名	在任年数	主な専門性・見識				
			企業経営 経営戦略	財務会計	人事・労務	法務 コンプライアンス リスクマネジメント	事業・ 専門分野
代表取締役	寺田信彦	6年	●		●	●	
代表取締役	岸本和也	5年	●			●	●
取締役	津山裕昭	10年		●	●	●	
取締役 (独立社外取締役)	楠守雄	3年	●	●			
取締役 (独立社外取締役)	糟谷昌俊	2年				●	●
取締役	中西誠	6年	●	●			
取締役	畑栄一	2年				●	●
取締役	松本修治	1年	●				●
取締役 監査等委員 （常勤）	藤原芳明	2年	●	●	●		
取締役 監査等委員 (独立社外取締役)	野崎光男	3年	●		●	●	
取締役 監査等委員 (独立社外取締役)	今井陽子	新任				●	●

（注）１．本表は、各取締役が有する専門性・見識のうち主なもの最大３つに印をつけています。
２．本表は、各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。
３．在任年数には、監査等委員会設置会社移行前の取締役および監査役としての在任年数を含みます。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとし、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
奥田雅英（おくだまさひで） （1966年１月９日生）	1990年４月 阪急電鉄株式会社入社 2019年４月 同　経営企画部部長 2019年４月 阪急阪神ホールディングス株式会社 グループ経営企画室経営推進部長 2020年４月 阪急電鉄株式会社　執行役員経営企画部部長 2022年４月 同　取締役経営企画部長（現在） 2022年４月 阪急阪神ホールディングス株式会社 グループ経営企画室長兼グループ開発室長（現在）	0株
(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由と期待される役割の概要) 阪急阪神ホールディングス株式会社および阪急電鉄株式会社において要職を歴任し、豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役としての立場から当社の経営全般に対して高い見識に基づいた意見が期待できるものと判断したためであります。選任後は、経営施策等に関して、経営者としての専門的な見地から監査等委員である社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。		

(注) １．補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．奥田雅英氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．当社は、奥田雅英氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、同氏との間で、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を法令の定める額を限度額とする契約を締結する予定であります。
４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。奥田雅英氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1993年６月28日開催の第118回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額18百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を月額18百万円以内（うち社外取締役2百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告17頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することなどを予定しております。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は９名（うち社外取締役２名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」および第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は８名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を月額3百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

第１号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は３名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

株主総会会場（谷上ＳＨビル）付近案内図

会　　場　神戸市北区谷上東町１番１号
谷上ＳＨビル７階

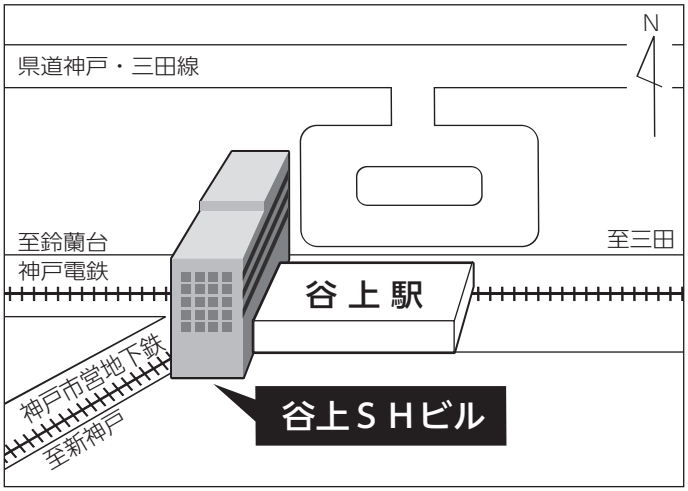

交通機関　神戸電鉄・神戸市営地下鉄　谷上駅下車
谷上ドーム街を西へ徒歩１分

お願い　ご来場の際は、電車・バスをご利用ください。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022337
VEGETABLE OIL INK
UD FONT